毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく。 当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時にミーティングを行ないます。ご協力をお願いします。



「建設業の許 可業種に"解体 工事"を新設す

る…現行28業種を設定して以来 43年ぶり。公共工事の元請が下 請を使う時は、その金額に拘わらず

"施工体制台帳" の作成を求める事 に!」との記事が

1/22の業界紙に出ました。解体 工事の業種区分は現行のとび・土工 • コンクリート工事から分離独立する形 で設けられ、土木一式や建築一式

の中で行われる解体工

事は問題ありませんが < NO. 266 > 平成26年2月轮行

「本来支払う必要のな い労災保険料を還付請

求できる過去2年分だけでも50 万円程余分に払っている。某社労 士が関与していたのに…」とは通 信工事業のA社からコンサル契約の相

談があった中で分 かったことです。 コンサル契約とは 🌂

経審・県入札の手続きと社労業務の 顧問契約を包括してお受けする事 で、手数料を18~25%程低く 設定するもので、他に許可の業種追 加や変更届、会社の議事録等の手 数料を通常の半額以下で受任する

解体だけを手掛ける専門業者は新 たに許可を取る必要がありそうで す。もちろん1件500万円以上の 工事についての事ですが、建設業法 とは別に建設リサイクル法で解体工事 業者の登録(一定規模以上)を義務

> づけており、調整が なされる模様です。 施工体制台帳の義

務化については現在総下請金額が 3,000万円(建築一式は4,500万円) 以上の義務が、総ての公共工事の元請 業者に課される事になります。社保

> 未加入業者の締め出しと 合わせて益々厳しくなります。

メリットもある当事務所の 契約方法ですが、この

相談の中で払い過ぎた労災保険料 が判明。賃金に業種毎の保険料率 を掛けて保険料を計算するのが原 則ですが、建設業は特例として元

請金額に一定の労務費 率を掛けて賃金を算出 する事を認めています。

つまり下請分は除外します。 ところが某社労士は下請分も含めて 計算していたのです。10年以上も

前からの誤納 額は合わせて 数百万円に…。





B - 88 - 88 - 88 - 88 - 8

当事務所から 070 で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。